

準備書面(33)

2014年 8月28日

松山地方裁判所 御中

**民訴法147条の3にもとづく原告らの審理計画の詳細及び
真実の発見、事実の解明のための裁判長の積極的な訴訟指揮の義務**

第一、民訴法147条の3にもとづく原告らの審理計画の詳細

被告準備書面(1)の「審理計画を定める必要がない」に対し、原告準備書面(32)で「審理計画を定める必要がある」ことを詳細に述べた。

そこで、民事訴訟法第147条の3の

裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない。

2 前項の審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 争点及び証拠の整理を行う期間
- 二 証人及び当事者本人の尋問を行う期間
- 三 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

との規定にもとづき、原告らの審理計画の詳細を以下で述べる。

1、「争点及び証拠の整理を行う時期」

本件の主要な争点の概要は、次の6つである。

- (1) 先行行為の本件採択の違法性の有無。
- (2) 先行行為が後行行為の直接的原因であるか否か。
- (3) 先行行為の違法性の程度。

- (4) 先行行為の違法が後行行為に継承され違法となるか否か。
- (5) 後行行為の財務会計行為の違法の有無。
- (6) 教科書採択が、公共入札の落札行為に該当するか否か。

先行行為の違法が後行行為に継承されるのかを判断するための審理として、上記の(1)～(4)の4つの争点について口頭弁論を2回、先行行為にもとづく後行行為の本件財務会計行為の違法性の有無を判断するための審理として、上記の(5)(6)の2つの争点について口頭弁論を1回、合計2回の口頭弁論(各口頭弁論の審理時間を1時間)を求める。

なお、本件の主要な6つの争点の詳細は、以下のとおりである。

(1) 先行行為の本件採択の違法性の有無

① 本件教科書が、採択目的に適合しているか否か

学校教育における直接の当事者である子どもの教育について、最高裁大法廷判決(1976年5月21日、北海道旭川学力テスト)は、「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属する」と次のように判示している。

国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである。

この最高裁判決の判示にもとづくところ、先行行為の本件採択の目的は、「子どもの学習をする権利に対応」する必要がある。具体的には、子どもの学習権を保障する適切な教科書を子どもたちに用意することが、教育行政機関である教育委員会の責務である。

よって、本件採択の違法性の有無を判断するためには、本件教科書(育

鵬社版歴史及び公民教科書、以下「本件教科書」という。)が、「子どもの学習をする権利に対応」した教科書であるか否かを審理することが必要不可欠である。

原告らは、本件教科書には、次の㉞㉟の違憲・違法な記述が多数あり、子どもたちに適切な教科書とはいえず、採択の目的に反すると主張している。よって、この点についての審理が不可欠であり、これを怠ることは、憲法及び民事訴訟法などが求める適正手続きに反する。

- ㉞ 憲法及び子どもの権利条約などに反する記述
- ㉟ 子どもの教育権及び学習権などに反する記述

②本件採択の適正手続き違反の有無

行政手続きである本件採択手続には、公正かつ適正さが求められる(以下「適正手続」という)。原告らは、本件採択手続には、次の㊲～㊴の適正手続違反などがあると主張している。よって、この点についての審理が不可欠であり、これを怠ることは、憲法及び民事訴訟法などが求める適正手続きに反する。

- ㊲ 教育委員らは、独自の教科書の評価にもとづく採択を行うためには、それを可能とする教育上の条件ないし資格(各教科の専門的知識及び教育実践経験)を有していることがすくなくとも社会通念上不可欠である。しかしながら、教育委員らは、それを可能とする教育上の条件ないし資格を満たしていない。それにもかかわらず、教育委員らは、独自の教科書の評価にもとづく採択を行った(以下「独断採択」という)。この独断採択は、教育委員という地位と職権の濫用及び裁量権の逸脱となる。
- ㊳ 教育委員らは、選定委員会の答申及び調査研究資料の評価を無視し、独断採択を行った。同採択は、採択における適正手続きに反する。
- ㊴ 教育委員らは、本件教科書を採択した理由を、本件教科書が、学習指導要領に最も沿った教科書であるとする。しかし、それは事実に対し、本件教科書は、学習指導要領に最も沿った教科書とはいえず、採択理由に事実誤認、理由不備・齟齬がある。
- ㊵ 教育委員らは、本件採択審議において、実質的な審議を行っておらず、採択における適正手続違反があり、かつ事実誤認がある。

- ㊥ そもそも、教育行政機関の教育委員らには、教育機関である学校で行われる教育活動の重要な各教科の主たる教材を決める行為である教科書採択において、少なくとも独断採択を行う権限を有しておらず、独断採択した本件は、違法である。

③本件採択手続における独占禁止法違反の有無

原告らは、本件採択において次の㉠㉡の独占禁止法等違反があると主張している。よって、この点についての審理が不可欠であり、これを怠ることは、憲法及び民事訴訟法などが求める適正手続きに反する。

- ㉠ 相手方小田（採択当時の委員長）は、採択の対象となる本件育鵬社版教科書の関係団体である「日本会議」の会員である。よって、採択の公正さを担保するために、利害関係者となる小田委員長は採択手続に参加したり、関与してはならない。ところが、相手方小田委員長は、委員長として出席し、採択審議に参加し、相手方小田が属する「日本会議」が支持する本件育鵬社教科書を採択した。それは、独占禁止法などに抵触する。
- ㉡ 本件育鵬社版教科書は、日本教育再生機構が、編纂に深く関わっている。つまり、日本教育再生機構は、本件教科書の共同事業者である。よって、日本教育再生機構は、共同事業者として、独占禁止法の「不公正な取引方法」により過大な宣伝行為を禁止されている。それにもかかわらず、日本教育再生機構は、独占禁止法「不公正な取引方法」（ぎまんの顧客誘引）などの違法を行った。すると、そのような違法行為を行った本件教科書を採択の対象から除外する必要があった。そのことを原告らは、今治市教育委員会に指摘した。しかし、今治市教育委員会は、それを無視し、これを放置した違法がある。

(2) 先行行為が後行行為の直接的原因であるか否か

「先行行為が後行行為の直接的原因であるか否か」が、本件の争点の一つとなる。

本件は、先行行為の本件採択が、次の㉢のように後行行為の財務会計行為の直接原因であると原告らは主張している。よって、この点についての

審理が不可欠であり、これを怠ることは、憲法及び民事訴訟法などが求める適正手続きに反する。

- ㊦ 子どもたちが使用する教科書は、採択された教科書を義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の規定にもとづき国が購入し、無償で子どもたちに給付される。一方、教員用教科書は、地方自治体の公金で購入される。教員用教科書は、子どもたちが使用する教科書と同じ教科書及び同じ出版社の指導用教科書が教育活動上不可欠である。よって、採択した教科書と同じ教科書と指導用教科書を購入する必要がある。つまり、本件先行行為の採択が、本件後行行為の財務会計行為としての本件教科書の購入の直接の原因となる。

(3) 先行行為の違法性の程度

前記の(1)で示した最高裁判決の「子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属する」とある教育委員会の責務を、本件採択に当てはめれば、本件先行行為の採択の違法性の程度が、自ずと明らかになる。

つまり、次の㊧㊨との関係における違法性の程度を審理することが不可欠であり、これを怠ることは、憲法及び民事訴訟法などが求める適正手続きに反する。

- ㊧ 本件採択に関する前記の①の㊦～③の㊨の違法性の程度の検証。
- ㊨ 戦前の教育制度の反省にもとづく戦後教育制度としての採択制度との関係における本件採択の違法性の程度の検証。

(4) 先行行為の違法が後行行為に継承され違法となるか否か

① 先行行為を承継する後行行為における看過し得ない瑕疵の有無

先行行為の違法性を承継していると見なされる後行行為としての財務会計行為が、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるか否かを判断するために審理が必要不可欠である。

原告らは、本件図書購入における次の㊩～㊭は、予算執行の適正確保の見

地から看過し得ない瑕疵であると主張している。

よって、この点について審理することが不可欠であり、これを怠ることは、憲法及び民事訴訟法などが求める適正手続きに反する。

- ㊸ 戦後教育原理にもとづく観点から見て、学校教育において重要な位置を占める教科書を決めることは、極めて重要な行為である。本件採択教科書は、採択目的に反し、かつその手続きにも違法な独断採択がある。教育行政機関の教育委員らが、教育機関が行う教育内容に深く係わる教科書採択に、不当に介入し、本件教科書を違法に採択した。そのことを原告らは、事前に、本件財務会計担当者に指摘した。それにもかかわらず、本件財務会計担当者らは、本件違法採択を放置したまま、本件後行行為の財務会計行為を行い、公金を支出した。それは、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があり、財務当局者の裁量権の逸脱ないし濫用がある。
- ㊹ 財政立憲主義の趣旨にもとづく観点からして、上記の違法な本件採択を放置したまま、本件後行行為の財務会計行為を行い、公金を支出することは、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があり、財務当局者の裁量権の逸脱ないし濫用がある。
- ㊺ 多額の負債を抱え、緊縮財政の運営を求められる自治体の財政の現状から、財務当局者らの裁量権は厳しく制限されており、上記の違法な本件採択を放置したまま、本件後行行為の財務会計行為を行い、公金を支出することは、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があり、財務当局者の裁量権の逸脱ないし濫用がある。

(5) 後行行為の財務会計行為の違法の有無

「後行行為の財務会計行為の違法の有無」についての審理は、本件の重要な争点である。原告らは、本件後行行為の財務会計行為に次の㊸㊹の違法があると主張している。よって、この点について審理することが不可欠であり、これを怠ることは、憲法及び民事訴訟法などが求める適正手続きに反する。

- ㊸ 本件調査研究資料は、物品管理法第1条などの「物品」、今治市情報資産の管理運用に関する規則第1条の「情報資産」に該当する。「物品」は、「財産」であり、財産の「管理」とは、「当該財産の財産的価値そのものの維持、保全または現実を直接の目的とする運用を指すもの」と

解されている。ところが、本件採択において、公的な本件資料において示された最も評価の高い教科書ではなく、本件資料における評価の低い本件教科書を教育委員らの独自の私的な評価にもとづき採択した。つまり、公的な本件資料の作成目的を「無視」ないし「適正かつ効率的」に使用せず、教育委員の私的な評価にもとづく採択を行い、同資料の「財産的価値」の維持・保全を怠り、本件資料の「財産的価値」を損ね、本件資料の「適正かつ効率的な管理運用を図る」義務の履行を怠っている。

- ㊦ 「総務課」と「学校教育課」の「事務分掌」の原則的な相違があり、「事務分掌」の権限が異なる。本件採択手続きは、教育機関である学校の教育活動における主たる教材であることから、「学校教育課」が、その手続きを行った。ところが、本件図書購入に関する事務手続き及び財務会計行為を、教育行政機関の教育委員会会議などに関する事務などを主たる「事務分掌」とする「総務課」が行った。これは、「今治市教育委員会事務局処務規則」第3条2項の「各課の事務分掌」に明確に反し、物品購入手続を規定する今治市会計規則第122条に反する違法な財務会計行為がある。

(6)教科書採択が、公共入札の落札行為に該当するか否か

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）の規定にもとづき、国は、採択された教科書を購入し、子どもたちに無償で給付する。つまり、原告らは、教科書の採択とは、購入する教科書を決める行為で、公共入札（指名競争入札）の落札行為に該当し、本件採択行為は、財務会計行為に該当すると主張している。また、原告らは、本件採択行為には、次の㉞～㉠の違法があると主張している。よって、この点について審理することが不可欠であり、これを怠ることは、憲法及び民事訴訟法などが求める適正手続きに反する。

- ㉞ 教科書採択が、公共入札（指名競争入札）の落札行為に該当し、本件採択が、財務会計行為に該当し、本件採択には、多数の違法行為がある。
- ㉟ 選定委員会の答申及び調査研究資料の評価を無視した教育委員らによる独断的採択は、公共入札に求められる公正かつ適正手続に反する。
- ㊀ 本件公共入札（採択）には、独占禁止法の不公正な取引方法、地方自治法施行令第167の10の2の4号、同5号などに反する行為及

び手続きがある。

2、「証人及び当事者本人の尋問を行う期間」

前記の「争点及び証拠の整理を行う期間」の各争点の整理にもとづき、本件の真実を解明するために、次の証人及び当事者本人に対する尋問（1回、3時間の尋問）が必要不可欠である。

(1)「本件教科書が採択目的に適合した教科書であるか否か」に関する尋問

本件の争点である、「本件教科書が、採択目的に適合した教科書であるか否か」を判断するため、また、被告の主張の「育鵬社版の教科書は、文部科学大臣が行う教科書検定を経たものであり、教科書の記述内容云々については、財務会計行為の違法性を争う住民訴訟における問題とすることはできない。」（準備書面(1)5頁下段3行目）」との被告主張の妥当性の有無を判断する証人として

- ① 高嶋〇〇
- ② 八木〇〇に、

次の点に関し、具体的な尋問を行う。

本件教科書の記述に、

- ① 憲法及び子どもの権利条約などに反する記載の有無について
- ② 子どもの教育権及び学習権などに反する記載の有無について
- ③ 子どもたちにとって適切な教科書とは

(2)「本件採択の適正手続きの有無」に関する尋問

本件の争点である、「本件採択の適正手続きの有無」に関する証人として、本件採択手続きに直接関与した、本件の次の相手方、

- ㉓ 高橋（本件採択当時の今治市教委教育長）
- ㉔ 小田（本件採択当時の今治市教育委員会委員長）
- ㉕ 藤井（本件採択担当者の今治市教育委員会委員）
- ㉖ 村上（本件採択担当者の今治市教委事務局学校教育課）に、

次の点に関し、具体的な尋問を行う。

- ④ 教育委員らは、独自の教科書の評価にもとづく採択を行うために教育上の必要な条件ないし資格を満たしていないにもかかわらず、㉔㉕は、独断採択を行ったその理由及び法的根拠について（㉔㉕への尋問）
- ⑤ ㉔㉕は、選定委員会の答申及び調査研究資料の評価を無視し、独断採択を行ったが、その理由及び法的根拠について（㉔㉕への尋問）
- ⑥ ㉔㉕らは、本件教科書を採択した理由を、本件教科書が、学習指導要領などに最も沿った教科書であるとするが、最も沿っているという具体的な箇所及びその理由について（㉔㉕への尋問）
- ⑦ 教育委員らは、本件採択審議において、実体的審理を行わないまま独断採択を行ったが、その理由及び法的根拠について（㉓～㉕への尋問）
- ⑧ 選定委員会の協議の実体と教育委員会への答申（報告）内容は大きく異なる。なぜ協議の実体と答申が異なるのか、その理由について（㉖への尋問）
- ⑨ 小田（採択当時の委員長）は、本件育鵬社版教科書の関係者である「日本会議」の会員であるにもかかわらず、本件採択に委員長として参加することは、独占禁止法等に抵触する。それにもかかわらず、公共入札である本件採択に出席し、採択審議に参加した理由及び「日本会議」との具体的関係について（㉔への尋問）

(3)「先行行為の違法が後行行為に継承され違法となるか否か」「後行行為の財務会計行為の違法の有無」に関する尋問

争点4および5の「先行行為の違法が後行行為に継承され違法となるか否か」「後行行為の財務会計行為の違法の有無」に関し、財務当局者である本件当事者本人の、

- ㉔ 菅（今治市長）
- ㉕ ト部（本件採択当時の今治市総務部契約課課長）
- ㉖ 一色（本件採択当時の今治市教委事務局総務課長）に対して、

次の尋問を行う。

- ㉗ 菅、ト部、一色らは本件違法採択を放置したまま、その違法な採択結果にもとづき、本件後行行為の財務会計行為を行い、公金を支出したが、その理由及び法的根拠について（㉔～㉖への尋問）
- ㉘ 財政立憲主義の趣旨にもとづく観点からすると、先行行為である違法な採択を放置したまま、財務会計行為を行うことは、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵となるが、なぜ、違法を犯し、財務会計行為を行ったのか、その理由及び法的根拠について（㉔～㉖への尋問）
- ㉙ 多額の負債を抱え、緊縮財政の運営を求められる自治体の財政の現状から、財政担当者の裁量権は、厳しく制限されているにもかかわらず、先行行為の違法採択を放置したまま、財務会計行為を行うことは、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵となるが、なぜ、違法を犯して、財務会計行為を行ったのか、その理由及び法的根拠について（㉔～㉖への尋問）

3、「口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期」

前記の各審理を踏まえて、互いの主張・立証を尽くすための最終弁論としての審理として、1回の口頭弁論（2時間）の確保を求める。

4、第一の結語

以上が、民事訴訟法第147条の3の規定にもとづく原告らの審理計画の詳細である。同規定にもとづき、本件第2回口頭弁論において、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて前記の審理の計画を定めるように強く求める。

第二、真実の発見、事実の解明のための裁判長の積極的な訴訟指揮の義務

1、原告及び被告の「武器対等」を確保するための裁判所の責務

今治市及び今治市教育委員会は、本件に関する詳細な資料を独占的に保管・管理している。また、被告及び本件採択手続きに直接関与した相手方は、本件行為当事者でなくては知りえない詳細な経過などを知っている。つまり、原告らと被告では、本件の真実の解明のための資料及び記録などへのアクセスなどにおいて大きな差があり、「武器対等」の状況にない。ゆえに、裁判所及び担当裁判官らは、原告らと被告が「武器対等」となるように、また、本件において、充実した審理のなかで、本件の真実を発見し、事実を解明するために、次のことを積極的に行使する責務を負っている。

(1) 行政事件訴訟法第23条の2の釈明処分の行使

- ① 裁判所は、本件において、充実した審理のなかで、本件の真実を発見し、事実を解明するために、行政事件訴訟法第23条の2の釈明処分を行使し、本件審理に不可欠な資料・記録の提出を被告に求める責務を負っている。
- ② 釈明処分の対象となる資料の範囲として、対象資料は、民訴法151条1項3号にいう「訴訟において引用したもの」よりも広く、処分理由等を明らかにする資料であるが、さらに進んで「行政庁の判断を左右しえたであろう参考資料も含めて、適法な行政行為を基礎づける資料はすべて、法廷で明らかとすべき」という運用にもとづくことに関しても積極的に行使する責務を負っている。

(2) 原告の被告への求釈明に対する積極的訴訟指揮権の行使

本件について真実を発見し、充実した審理を実現するためには、本件に関する資料が不可欠である。しかしながら、前記のように、それを被告らが独占している。

本件の真実を明らかにし、充実した審理を実現するためには、本件争点の当事者双方の主張・立証が不可欠である。適正かつ迅速な審理を行うためには、原告及び被告は、相手方の主張に対し、可能な限り迅速に反論することが求められる。しかしながら、準備書面（32）で述べたように、原告らの主張・立証に対する被告らの具体的な主張・立証が全く行われて

いない。ゆえに、原告らは、本件の真実を明らかにし、充実した審理を迅速に行うために、被告に対する求釈明を行う予定である。また、その一部として、準備書面（32）で被告への求釈明を行っている。

よって、裁判長らは、原告らの被告に対する求釈明に対して、被告らが迅速に釈明するように積極的な訴訟指揮権を行使するように求める。

(3) 準備書面などの提出期限について

各口頭弁論において充実した審理を行うためには、互いの主張及び立証、これに対する反論を行うための準備期間が不可欠である。わけても、「武器対等」ではない状況にある原告らにとって、被告の主張及び立証に対する反論のための十分な準備期間の確保が不可欠である。

よって、被告らは、各口頭弁論期日の少なくとも1カ月前までには、準備書面及び証拠を提出するように期限を定めるように求める。

なお、原告らは、被告の主張及び証拠に対する反論書面などを口頭弁論期日の1週間前までに提出するよう努力する。

2、本件は住民訴訟であり、同趣旨の目的に即した訴訟指揮が不可欠

(1) 地方自治法が規定する被告今治市長の責務

被告今治市長は、地方自治法第1条で「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」、第1条の2で「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」、第2条14で「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」との規定に即した適切な措置を行う責務を負う。

(2) 原告らが住民訴訟を起こした目的

本件は、地方自治法第242条の2にもとづく住民訴訟であり、住民監査請求の

前置手続を経ている。その住民監査請求の制度の趣旨を、最高裁判所第二小法廷判決(昭和 62 年 02 月 20 日 判例集巻第 41 巻 1 号 122 頁)は、次のように判示している。

住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではないからである。また、住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず当該普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は当該怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解せられる

また、住民訴訟の趣旨を、最高裁判所第一小法廷判決(昭和 53 年 03 月 30 日 判例集巻第 32 巻 2 号 485 頁)は、次のように判示している。

住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による同法二四二条一項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものであるところから、これを防止するため、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もつて地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであつて、執行機関又は職員の右財務会計上の行為又は怠る事実の適否ないしその是正の要否について地方公共団体の判断と住民の判断とが相反し対立する場合に、住民が自らの手により違法の防止又は是正をはかることができる点に、制度の本来の意義がある。すなわち、住民の有する右訴権は、地方公共団体の構成員である住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた参政権の一種であり、その訴訟の原告は、自己の個人的利益のためや地方公共団体そのものの利益のためではなく、専ら原告を含む住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張

するものであるということが出来る。住民訴訟の判決の効力が当事者のみにとどまらず全住民に及ぶと解されるのも、このためである。

つまり、原告らは、「普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等」を求めて住民監査請求を行い、「財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものであるところから、これを防止するため、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的」に住民訴訟を起こしたのである。

(3) 住民訴訟の趣旨に即した措置を履行する被告の責務

被告今治市長は、本件が、一般の民事訴訟の個人間の訴訟ではなく、前記した住民監査請求を経た住民訴訟の被告であることを念頭に置くことが不可欠である。つまり、被告の責務と原告らが求める措置は、一致し、「普通地方公共団体の財政の腐敗防止」を図り、そのことにより「住民全体の利益を確保」することである。それは、「住民の福祉の増進を図ることを基本」とする被告今治市長の責務を後押しすることでもある。

つまり、住民監査制度、住民訴訟の目的は、地方公共団体の長、職員などによる不正、腐敗から地方公共団体の利益ひいては住民全体の利益を守ることにあることを念頭に置き、本件に対する訴訟上の措置を履行する道義的、社会通念上の責務を被告及び被告代理人は負う。

ところが、原告準備書面（32）で述べたように、住民（原告）らの訴え（主張）に対して、被告は、誠実に全く対処（反論）していない。それは、本件違法行為に匹敵する社会通念上の責務違反というほかない。

3、第二の結語

以上の理由から、本件担当裁判官らは、原告及び被告の「武器対等」を確保するための裁判所の責務があり、また、先に引用した最高裁が示した住民訴訟の趣旨にもとづき、真実の発見、事実の解明のために積極的な訴訟指揮を行う責務を負う

であろうことを指摘しておく。

以上